消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する
身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件に関する意見募集の結果について

令　和　８　年　３　月　３　１　日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件について、令和８年１月 31 日（土）から同年３月１日（日）まで御意見を募集したところ、計３件の御意見をいただきました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	令和７年７月３０日に事務連絡としてこども家庭庁と厚生労働省の連名で発出されている『「消費税法施行令第 14 条の４の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成３年６月厚生省告示第 130 号）」の別表に掲げる物品の指定について』（以下「事務連絡」という。）の４（１）１（丸付き）において「告示に掲載される製品名については、すべて全角表記となります。」との記載があるところ、告示改正案概要の別紙（１）（オ）19 の「清華ｍｉｎｉ16ＰＩｕｓ（株式会社日本テレソフト）」については、「清華ｍ	申請書様式第１号において、製品名を全て全角で記載することとあわせて、数字については、１桁は全角、２桁以上の場合は、半角にて記載をするよう指示をしているところです。つきましては、別紙（１）（オ）19 の「清華ｍｉｎｉ16ＰＩｕｓ（株式会社日本テレソフト）」が正しいと考えます。

	ｉｎｉ１６Ｐｌｕｓ（株式会社日本テレソフト）」と「１６」を全角とすべきではないか。	
２	告示改正案概要の別紙（２）に掲げる既存の製品分類から削除するものについて削除を取りやめるか、少なくとも適用期日後の一定期間についてはなお効力を有することとする（指定されているものとみなす）等の経過措置を規定すべきではないか。 事務連絡の４（４）においては、「解除した時点で課税となります。」、「消費者・販売店（小売店）等に影響があるため、全国に流通が無いことを十分に確認してください。」との記載があり、また、事務連絡４（３）４（丸付き）においては、「・・・「・・・特殊な性状、構造又は機能が、新規指定当初の申請内容と比較し、本質的な部分において差異がある」と判断される場合は、改めて新規指定申請を行っていただく場合もあります・・・」との記載があるところ、一度指定を受けて本質的な部分において身体障害者用物品足りえると判断されたものが流通している状態であるならば、取引の混乱・煩雑さを回避するために引き続き非課税の対象とすべきであることを企図した記載であると思料する。この点、身体障害者物品足りえなくなったと判断されたもののみが削除されるということであれば理解できるが、通知文書の４（１）６（丸付き）においては「継続申請を行わなければ、自動的に指定を解除することとなります」との記載があるところ、必ずしも身体障害者物品足り	ご意見として承ります。

	えるかを判断せずに削除しているものと思われ、再考いただく必要があると考える。 なお、取引の混乱・煩雑さについては、例えば、全国に流通が無いことを十分に確認されたという前提であっても、 ・現在指定されている身体障害者用物品の貸付けを行っている場合に、当該貸付けの期間中にその貸付けている身体障害者物品について指定が解除されて非課税から課税となる場合には、既に締結されている契約を見直す必要がある（貸付けが行われていないことについてまで確認するのはメーカーには不可能であると思料される。） ・消費者が使わなくなった身体障害者用物品を課税事業者が買い取る場合には当該課税事業者は当該身体障害者用物品が仕入れの時点で課税なのか非課税なのかを確認しなければならない（さらにこの点については、古物商等の課税事業者が買い取った場合には消費者が非課税で購入した身体障害者用物品について仕入税額控除が可能となるといった消費税制度上の問題もある。） 等の問題が生ずることが想定されるため、身体障害者物品として指定しておくに相応しくない製品以外は指定を解除すべきではないと考える。	
3	改正案を支持しますが、身体障害者用物品の消費税非課税指定を拡大し、低価格帯の選択肢を残すことで弱者の負担を軽減すべきです。	ご意見として承ります。

	車椅子、補聴器、歩行器、義肢などは障害者・高齢者にとって命・生活に関わる生活必需品です。消費税非課税指定品目を増やし、価格を抑えることで、低所得層の負担を減らし、格差拡大を防ぐべきです。 非課税範囲を現状より拡大し、購入補助（低所得障害者向け数万円補助）を併せて実施してください。これで、すべての障害者が安心して生活できる社会を実現できます。改正案に非課税品目拡大と低価格帯確保の視点を強く反映を求めます。	